

# 稲作生産情報第5号

令和3年7月5日  
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

- 適切な水管理で幼穂の保温と根の老化防止に努めよう！
- 適正追肥で食味・品質にブレのないお米を生産しよう！

## 1 県生育観測ほの生育状況

水稻の県生育観測ほにおける6月30日現在の調査結果では、平年と比較して、「つがるロマン」、「まっしぐら」ともに草丈はかなり長く、茎数はかなり多く、葉数はやや多くなっている。

葉数からみた生育進度は、平年より4日程度進んでいる。

表1 県生育観測ほの6月30日の生育調査結果

品種名	地域 (地点数)	草丈 (cm)			株当たり茎数 (本/株)			㎡当たり茎数 (本/㎡)			葉数 (枚)		
		本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年比
つがる ロマン	津軽(4)	45.6	42.1	108	20.6	18.6	111	444	395	112	9.5	9.1	+0.4
	県南(1)	51.1	46.3	110	26.2	22.8	115	506	474	107	10.2	9.2	+1.0
	全県(5)	46.7	42.9	109	21.7	19.5	111	457	410	111	9.6	9.1	+0.5
まっし ぐら	津軽(6)	53.6	48.8	110	22.4	19.4	115	425	416	102	9.2	8.7	+0.5
	県南(5)	53.9	47.9	113	21.9	19.2	114	429	403	106	9.2	8.7	+0.5
	全県(11)	53.7	48.4	111	22.2	19.3	115	427	410	104	9.2	8.7	+0.5
ほっかりん	下北(1)	50.4	40.7	124	16.8	17.5	96	344	368	93	8.6	8.0	+0.6

(注1) 各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室調査。

(注2) 平年値は地点により異なり、「つがるロマン」は過去6～25か年、「まっしぐら」は同9～16か年、「ほっかりん」は10か年の平均値。

## 2 生育の見通し

6月30日以降の気温が平年並に推移した場合、幼穂形成期は、「まっしぐら」は津軽地域が7月5～16日頃、県南地域が7月5～20日頃、「つがるロマン」は津軽地域、県南地域ともに7月7日頃からと予想される。

障害不稔危険期は、いずれも幼穂形成期後10日から8日間程度である。

出穂期は、「まっしぐら」は津軽地域が7月31日～8月11日頃、県南地域が7月31日～8月17日頃、「つがるロマン」は津軽地域、県南地域ともに8月2日頃からと予想される。

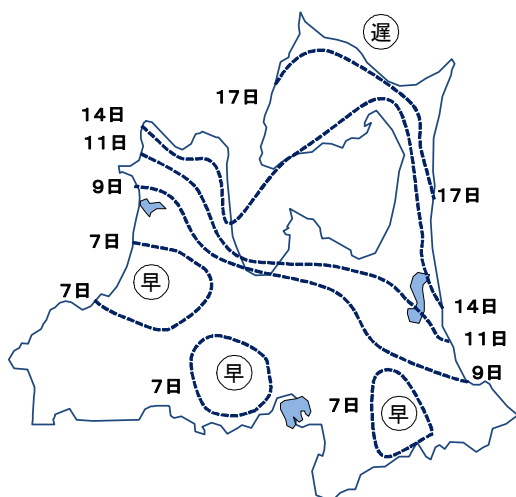


図1 幼穂形成期の予測（7月）

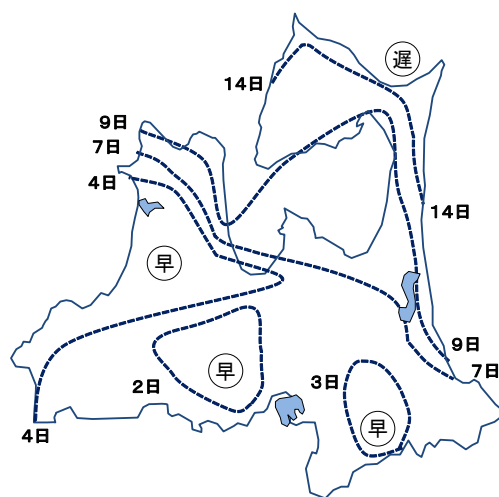


図2 出穂期の予測（8月）

(注) アップルネット「水稻生育診断」で以下の条件で予測。

- ・図中の暦日は、「まっしぐら」を基準とした。
- ・「つがるロマン」の幼穂形成期や出穂期は、図中の暦日より2日程度遅れる。
- ・各市町村の田植最盛期（県調査）を田植日（移植日）とした。
- ・田植時の葉数は3.3枚とした。
- ・気温データは最寄りのアメダス地点データで、6月30日以降は平年値を使用した。

---



---

## これからの農作業と管理

---



---

### 1 水管理

#### (1) 中干し

中干しの目安は田面に軽く亀裂が入る程度とし、幼穂形成期までに終える。

中干し実施中に低温が続くことが予想される場合は直ちに入水し、水深を5～6cm程度に保ち、稲を保温する。

#### (2) 幼穂形成期の深水管理

充実した花粉の数を増加させるため、幼穂形成期から10日間は、気温の高低に関係なく水深10cm程度の「幼穂形成期深水かんがい」を行う。

ほ場をよく見回り、畦畔を補強して漏水防止に努め、水温の上昇を図る。

#### (3) 穂ばらみ期の深水管理

穂ばらみ期（おおむね出穂前15～7日頃、主茎の葉耳間長が-12cm～+4cm）は低温に最も弱い時期に当たることから、日平均気温20℃、最低気温17℃以下の低温になることが予想される場合は、15～20cm程度の深水管理を徹底し、幼穂の保温に努める。

高温が続く場合は、4cm程度の水深にして、時々水の入換えを行い、根の老化防止を図る。特に、湿田、稲わらすき込み田、休耕田から復元した水田では積極的に行う。

#### (4) 収穫時の地耐力を高めるための水稻水管理技術（平成29年指導参考資料）

地耐力が低いほ場や中干しができなかったほ場では、葉耳間長4cm（おおむね出穂7日前）から出穂期までの期間に落水し、地固めを行う。

なお、葉耳間長4cmから出穂期までの時期に低温（平均気温20℃以下、最低気温

17℃以下) が予想されるときには深水管理とする。

## 2 追肥

追肥は、食味・品質や収量に及ぼす影響が大きいので、幼穂形成期を確認し、表2～3に示した栄養診断基準を参考にして無理のない追肥を行う。

減数分裂期（幼穂形成期後10日）を過ぎてからの追肥は、増収効果が小さく、玄米タンパク質含有率を高めて食味の低下を招くので行わない。

表2 「つがるロマン」の栄養診断基準 (平成10年 青森農試)

幼穂形成期の 生育量 (草丈×莖数、cm・本/m <sup>2</sup> )	幼穂形成期の 葉色値 (SPAD-502)	追肥の対応	
31,000未満		幼穂形成期に窒素 2kg/10a追肥し、 生育状況に応じて減数分裂期の追肥も考慮する	
31,000～35,000	37～39	幼穂形成期に窒素 2kg/10a	
	40以上	葉色低下後、減数分裂期に窒素 2kg/10a	
35,000～40,000	37～39	減数分裂期に窒素 2kg/10a	
	40以上	中止	
40,000以上		葉色に関係なく中止	

(注) 減数分裂期の追肥は幼穂形成期後7～10日目に行う。

表3 「まっしぐら」の栄養診断基準 (平成16～17年 青森農林総研)

幼穂形成期の 生育量 (草丈×莖数、cm・本/m <sup>2</sup> )	幼穂形成期の 葉色値 (SPAD-502)	追肥の対応	
		穂肥1回体系	穂肥2回体系
30,000未満	33以下	幼穂形成期に窒素 2～3kg/10a追肥し、 生育状況に応じて、 減数分裂期に窒素 1～2kg/10a追肥する	
30,000～35,000	34～36	幼穂形成期に追肥	幼形期と減分期に追肥
	37以上	葉色低下後、 減分期までに追肥	減分期のみ追肥
35,000～40,000	34～36	減分期に追肥	減分期のみ追肥
	37以上	中止	
40,000以上		葉色に関係なく中止	

(注) 減数分裂期の追肥は幼穂形成期後7～10日目に行う。

## 3 病虫害防除

### (1) 葉いもち

葉いもちの発生量は、県内全域で「平年並」と予想されている。

補植用の取置苗は、葉いもちの発生源となるので直ちに処分する。また、処分時に葉いもちの有無を観察し、発病している場合は近辺の水田内を観察して早期発見に努める。

「つがるロマン」、「まっしぐら」など抵抗性が「やや強」から「強」の品種を作付けしている水田であっても、発生が認められたら直ちに茎葉散布剤で防除する。

常発地や抵抗性が「中」以下の品種を作付けしている水田では次の方法で防除する。

- ・ 予防剤による防除を基本とする。
- ・ 予防剤による防除を行った場合でも、水田をよく見回り、葉いもちの発生が認められた場合は、直ちに茎葉散布剤で防除する。

薬剤散布後も病勢が衰えない場合は、5日おきを目安に成分の異なる薬剤を散布し、穂いもちの原因となる上位葉での発病を抑える。

## (2) 斑点米カメムシ類

アカヒゲホソミドリカスミカメの発生量は「やや多い」と予想されている。

イネ科植物が優占している休耕田等ではカスミカメムシ類の生息密度が高いため、本田内への侵入を防ぐため、雑草の刈取りやすき込み、薬剤散布等により生息密度を低下させる。

草刈りは、イネ科雑草が開花・結実しないように7月中旬までに行い、遅くとも稲の出穂2週間前までには終わる。出穂間近の草刈りは、逆に斑点米カメムシ類を本田内に追い込むことになるので行わない。やむを得ず、出穂後に草刈りを行う場合は、斑点米カメムシ類に効果のある薬剤の散布後速やかに行う。

ノビエ、ホタルイ及びシズイが多発している水田では、斑点米カメムシ類が誘引されるので、除草を徹底する。

## (3) 薬剤散布上の注意

薬剤の使用時期、使用量、使用回数を遵守するとともに、近隣の農作物に飛散しないようにする。また、農薬を散布した水田では、効果の安定と水質汚染防止のため、散布後7日間は落水や掛け流しは行わない。

飼料用米等では、使用できる農薬の種類や使用時期等を指導機関や契約先に確認し、薬剤の飛散防止対策を徹底する。

### ~~~~「県産米7・8・9作戦」の展開~~~~

玄米たんぱく質含有率7.0%以下(乾物換算)、整粒歩合80%以上、1等米比率90%以上のブレのない米で、買ってもらえる米づくりを進めよう！

### ~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~

農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

#### ○農作物共済、畑作物共済

「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、災害による収穫量の減少に対する損害を補償します。

#### ○農業経営収入保険

「農業経営収入保険」は、災害による減収に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補償の対象となる総合的なセーフティネットです。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合も補償の対象となります。(青色申告の実施が要件)

※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問い合わせください。

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。
  - ・育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
  - ・他県で開発された品種によっては、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<http://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行き、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~ みんなで防ごう！カメムシ被害 ~~~~~

斑点米などで品質を落とさないよう、7月中旬までに、地域ぐるみで畦畔や水田周辺の遊休農地などの草刈りを行い、カメムシ被害を防ごう！

令和3年度青森県農薬危害防止運動展開中！（5月1日～8月31日）

- 1 農薬を使用する前には必ずラベルを確認し、使用基準を守って使用しましょう。
- 2 水田で使用した農薬が河川に流出しないよう、農薬使用後は7日間は止め水し、落水やかけ流しはやめましょう。
- 3 農薬の散布は風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、周辺の農作物、学校、畜舎、ミツバチなどに飛散しないようにしましょう。



連絡先 農産園芸課稲作・畑作振興グループ  
県庁内線 5074・5075  
直通 017-734-9480

◎ 次回の稲作生産情報の発行予定は7月20日（火）です。

県民の皆さまへのお願い  
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>